

「労災診療費のレセプト審査事務」に関する これまでの見直し状況

(平成22年度)

労災給付の迅速・適正な支払を確保するため、労災診療費に係る国(保険者)の審査業務を効率的に補助するものとして、行政事務の一部(国の指示の下にレセプトを事前点検する業務)を委託。

(実績)

レセプトの全数を事前点検し、国(保険者)に疑問点を指摘する業務を実施。受託者からの報告を踏まえて実施された国(保険者)の審査の結果、委託費(約32.5億円)を上回る査定額。

- 点検したレセプト件数 351万件
- 国の審査後の査定額(査定率) 38億円 (1.7%)

- 平成22年5月25日 行政刷新会議WG「事業仕分け」
(評価結果)「実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)」

- 「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)の「行政が直接実施することが真に必要なものについては、国の行政機関等が事務・事業を実施できないか」も踏まえ、レセプトの事前点検業務を国(保険者)に集約することとした。

- 平成22年6月28日 省内事業仕分け
レセプトの事前点検業務の国への集約化は、レセプトのオンライン化も見据えた業務の見直しによる更なるコストの削減を進めるべきとの指摘を受けたものの、国への集約化については、了承がされた。

- 平成23年7月から12月にかけて、レセプトの事前点検業務を国(都道府県労働局)に集約を完了。